

多胎妊娠に伴う妊婦健康診査助成の追加 費用支給(払い戻し)について

多胎妊娠のため、久留米市「妊婦健康診査受診票(助成券)つづり」の助成回数以上の妊婦健康診査が必要な方が、医療機関や助産所で健診・検査を受けられた場合、負担された費用の一部を支給いたします。

- ◆対象 健診・検査時に久留米市に住民登録がある方で多胎児を妊娠されている方。
15回目以降、自費で実施した健診・検査分が支給対象になります。

【支給対象外になるもの】

- 健康保険が適用されている健診・検査の費用(自己負担割合が10割でないもの)
- 他の市町村で助成を受けている健診・検査

- ◆支給上限額(令和7年4月1日現在)※

「妊婦健康診査(基本健診)」に該当する健診について、最大5回分助成します。

1回あたりの支給上限額は、**5,100円**です。

※医療機関などへの支払金額が上限額よりも少ない場合は、支払金額を支給します。

※令和8年4月1日以降の受診分については、上限額が変更となる場合や支給できなくなる場合があります。

ホームページはこちら

- ◆申請方法

窓口申請…こども子育てサポートセンター(市役所16階)

※総合支所、保健センター、市民センターでは手続きできません。

電子申請…ホームページをご確認ください。



申請に必要なもの

- 親子(母子)健康手帳
受診した医療機関で、健診・検査の記録を記入してもらうようにしてください
- 受診票・・・妊婦健康診査受診票(助成券)つづり
- 医療機関等が発行した領収書
 - 受診者氏名、受診年月日、領収金額(保険適用外の健診・検査費用分)、医療機関等の名称・住所が確認できるもの
 - 医療費の明細書をお持ちの方は、ご持参ください
- 受診者本人名義の預金通帳等
 - 旧姓の口座は不可

- ◆申請期限 出産日または最後に受診した日から6か月以内に申請してください。



<申請窓口・お問い合わせ先>

〒830-8520 久留米市城南町15-3(久留米市役所16階)
久留米市 子ども未来部 こども子育てサポートセンター
電話:0942-30-9731 / FAX:0942-30-9718